佐賀県告示第221号

佐賀県浄化槽工事業者登録簿閲覧規程(昭和60年佐賀県告示第598号)の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(閲覧所の設置場所)	(閲覧所の設置場所)
第2条 浄化槽工事業者登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)	第2条 浄化槽工事業者登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)
は、佐賀県 <u>県土づくり本部</u> 建設・技術課内に置く。	は、佐賀県 <u>県土整備部</u> 建設・技術課内に置く。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。